

介護支援センター光明 運営規程

第1条（事業の目的）

介護支援センター光明（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態等にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、指定居宅介護支援を提供する当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護支援センター光明
- (2) 所在地 広島市東区牛田本町五丁目1番2号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前9：00から午後5：30までとする。
- （3） 電話等により、24時間連絡可能な体制をとるものとする。

第6条（指定居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- （1） 利用者の相談を受ける場所 事業所の介護相談室
- （2） 使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式（三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会アセスメント票、日本社会福祉士会アセスメント票、日本訪問看護推進財団方式）
- （3） サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- （4） 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回／月

第7条（指定居宅介護支援の内容）

指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 居宅サービス計画の作成
- （2） 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- （3） その他の便宜の提供

第8条（利用料その他の費用の額）

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市中区、東区、西区、南区、安佐南区（川内学区、中筋学区、原学区、東野学区）とする。

第10条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第11条（苦情処理）

事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第13条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

第15条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講
じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置
等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その
結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
を定期的に行うものとする。

第16条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、
業務体制を整備する。

- (1) 広島市が開催する介護支援専門員定例会議
 - (2) その他の研修
- 2 従業者は職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従
業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動
又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から2年間また
は5年間保存するものとする。

附 則

この規程は平成14年11月 1日から施行する。
この規程は平成16年11月 1日から施行する。
この規程は平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は平成18年10月 1日から施行する。
この規程は平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は平成19年12月 1日から施行する。
この規程は平成20年 3月24日から施行する。
この規程は平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は平成21年 6月 1日から施行する。
この規程は平成25年 5月30日から施行する。
この規程は平成26年 9月 1日から施行する。
この規程は平成27年 1月16日から施行する。
この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 1月16日から施行する。
この規程は平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は平成29年 1月16日から施行する。
この規程は平成29年 2月 1日から施行する。
この規程は平成29年 5月22日から施行する。
この規程は平成29年 9月 1日から施行する。
この規程は平成30年 5月16日から施行する。
この規程は平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は平成30年 9月 1日から施行する。
この規程は平成30年12月 1日から施行する。
この規程は令和 元年10月21日から施行する。
この規程は令和 元年12月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 3月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 3月16日から施行する。
この規程は令和 2年 8月11日から施行する。
この規程は令和 3年 1月 4日から施行する。
この規程は令和 3年10月 1日から施行する。
この規程は令和 4年 1月16日から施行する。
この規程は令和 4年 7月 7日から施行する。
この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。